

静岡県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として次の施設を指定した。

令和3年3月18日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定

施設名	所在地	種別
介護付有料老人ホーム ウィル掛川	掛川市横須賀三番町1198番1	老人ホーム

2 指定の年月日 令和3年3月18日